

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 2 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の改訂について

介護保険制度の円滑な実施に当たっては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

今般、医政局長より各都道府県知事あてに「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の改訂について（平成 30 年 3 月 14 日付医政発第 7 号）が発出されました。

本改訂について御了知いただくとともに、管内市区町村及び関係団体等へご周知頂きますようあわせてお願い致します。

医政発0314第7号
平成30年3月14日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の改訂について

「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」については、その策定から約10年が経過しており、高齢多死社会の進行に伴う地域包括ケアシステムの構築に対応する必要があることや、英米諸国を中心としてACP（アドバンス・ケア・プランニング）の概念を踏まえた研究・取組が普及してきていることを踏まえ、今般、人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会において、その改訂について検討し、下記を主な改訂内容として別添1のとおりとりまとめましたので、御了知いただくとともに、管下の各市区町村、医療機関、関係団体等に対して、周知をお願いします。

また、今回の改訂に当たっては、病院だけでなく介護施設・在宅の現場で活用されることも想定しているため、衛生主管部局に加えて介護保険主管部局にも周知をお願いします。

なお、別添2のとおり、別添2別記に掲げる関係団体の長に対して通知しましたので御了知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 在宅医療・介護の現場で活用できるよう、従来の病院における延命治療への対応を想定した内容を変更し、次のような見直しを行ったこと
 - ・ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に名称を変更したこと
 - ・ 医療・ケアチームの対象に介護従事者が含まれることを明確化したこと
- 2 心身の状態の変化等に応じて、本人の意思は変化しうるものであり、医療・ケアの方針や、どのような生き方を望むか等を、日頃から家族等の信頼できる者や医療・ケアチームと繰り返し話し合うこと（ACPの取組）の重要性について強調したこと
- 3 本人が自らの意思を伝えられない状態になる前に、本人の意思を推定する者について、家族等の信頼できる者を前もって定めておくことの重要性について記載したこと
- 4 今後、単身世帯が増えることを踏まえ、家族等の信頼できる者の対象を、家族から家族等（親しい友人等）に拡大したこと
- 5 繰り返し話し合った内容をその都度文書にまとめておき、本人、家族等と医療・ケアチームで共有することの重要性について記載したこと

30高福第71号
平成30年4月26日

各保険者介護保険担当課長 殿

愛知県健康福祉部高齢福祉課長
(公 印 省 略)

「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の改訂について（通知）

このことについて、平成30年4月2日付けで厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、同省同局高齢者支援課、同省同局振興課、同省同局老人保健課から別添のとおり事務連絡があり、同省医政局長から「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の改訂について（平成30年3月14日付医政発第7号）が発出されました。

今回の改訂に当たっては、病院だけでなく介護施設・在宅の現場で活用されることも想定しているため、適切な活用をしていただくよう管内の介護施設・事業所等に周知をお願いします。

担 当 介護保険企画・審査グループ
電 話 052-954-6288(ダイヤル)